

昭和三十一年六月二十五日(木曜日)
午前十一時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

小柳 牧衛君
後藤 義隆君
館 哲二君
鈴木 壽君
中尾 辰義君

青柳 秀夫君
石原幹市郎君
西郷吉之助君
斎藤 昇君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
吉江 勝保君
秋山 長造君
占部 秀男君
小酒井義男君
成瀬 暢治君
林 虎雄君
基 政七君

衆議院議員

修正案提出者 青木 正君
国務大臣 赤澤 正道君
自治大臣 長野 士郎君
自治省選挙局長 長野 士郎君
事務局側 常任委員 鈴木 武君
会専門員

本日の会議に付した案件
○公職選挙法の一部を改正する法律案

第二十部

公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第八号 昭和三十一年六月二十五日

【参議院】

(閣法第一四三三号)(内閣提出、衆議院送付)

○衆議院議員の定数は正に關する請願(第二二八二号)

○国会議員の定数は正に關する請願(第一七八四号)

○選挙の公営化に關する請願(第二八〇二号)

○継続調査要求に關する件

○委員派遣承認要求に關する件

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましても、衆議院において修正されておりますので、まず、修正部分について御説明を願います。衆議院議員青木正君。

○衆議院議員(青木正君) ただいま議題に供されました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましても、提案者を代表し、提案の趣旨並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月二十四日、政府は、選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数については正を行なうため、公職選挙法の一部を改正する法律案を提出したのであります。

この法律案によりまして、十二選挙区にわたって十九名の議員定数が増加することとなるのでありますが、このうち東京都第一区、第五区、第六区、愛知県第一区、大阪府第一区、第五区、第六区、案を得るに至りました。

区については、その定数が六人ないし八人となることとなっているのであります。

申すまでもなく、選挙区制度にとつて、最も重要、かつ、欠くべからざる基本要件は、すべての選挙区を通じて、各選挙区は平等であるとのためであるものと、一定の原理ないし原則で一貫されていることとあります。

ひるがえって、わが国の現行の衆議院議員の選挙区制度をみますと、大正十四年の普選実施以来、一選挙区につき、その議員定数を最低三人最高五人を配当するといふいわゆる中選挙区制度を採用しているところであつて、この制度自体の是非については、根本的な議論の余地はあるとしても、中選挙区制を維持する以上は、選挙区配当定数を三人ないし五人とすべきものであつて、この法律案のごとく、大都市を中心として六人ないし八人ないし十人ないし十五人を認めることは、中選挙区制のたてまえをくずすことになり妥当ではないことはいふまでもないところでありまして、のみならず、この間の事情について、政府にたゞしましたところ、政府の真意は、国会の審議の過程において十分検討の上、中選挙区の原則を維持するために、六人以上については分割するよう修正されたといふこととあります。

よつて、当委員会は、選挙区に関する小委員会を設け、前後六回にわたる審議を続けたのであります。その過程において種々の参考案を検討し、今回、ようやく成案を得るに至りました。

選挙区の分割にあつては、

1、分割により設定される各選挙区の人口及び将来人口が、それぞれなるべく均衡のとれたものとなるようにすること。

2、行政区画を尊重し、この区域を分割することとならないようにすること。

3、分割後の選挙区の地域が、それぞれ、地勢、交通、産業、行政的沿革等諸般の事情を考慮して合理的なものとなるように定めること。

4、分割後の選挙区の地域が、それぞれ、いわゆる拠点を中心として地域的なまとまりを示すこととなる等社会的、経済的観点からも地域的一体性を保持することとなるよう配慮すること。

等諸般の事情を考慮して合理的なものとなるよう定めること。

以下各選挙区の分割について特に留意した事項について申し上げます。

東京都第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割することといたしておりますが、分割にあつては、特に、人口の均衡をはかるとともに、あわせて行政的沿革、産業等の事情を考慮して定めたのであります。

東京都第五区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割することといたしたのでありますが、将来人口の推移により均衡を確保し得るとの見通しのもとに、交通機関等による各地域の社会的、経済的一体性等の事情を考慮して定めたのであります。

東京都第六区については、それぞれ議員定数四名の選挙区に分割することといたしたのであります。分割にあつては、人口を基準として行なうことも種々検討したのでありますが、この際は、荒川放水路がこの区を縦断し、自然の大きな境界線をなしているという地理的事情に重点を置くとともに行政的沿革、社会的、経済的一体性の事情をも考慮して定めたのであります。

愛知県第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割いたしましたのでありますが、将来人口の推移により均衡を確保し得るとの見通しのもとに、地勢、交通、産業、行政的沿革等の事情と、南北各地域の一体性を考慮して定めたのであります。

大阪府第一区については、それぞれ議員定数三名の選挙区に分割いたしましたのでありますが、人口の均衡をはかるとともに、同地域の二つの拠点を中心とする交通、社会的、経済的一体性等の事情を考慮して定めたのであります。

なお、分割後の各選挙区の名称については、改正されない選挙区の名称については変更を加えないこととする方針に立ち、現行の各選挙区の編成順位に従い、それぞれその順位により名称を付することとしたのであります。

最後に、修正案は、政府案どおり現行の公職選挙法の別表を改正するものではなく、その附則において、当分の間の措置としておりますが、

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

案を得るに至りました。

これは、議員定数の是正は、本来は、その前提となる選挙区制の根本的検討とあわせて考慮すべきであるとの選挙制度審議会の答申の趣旨にのっとったのであります。

以上修正案の概要を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) それではこれより質疑に入ります。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○中尾辰義君 提案者にお伺いします。この政府原案は、選挙制度審議会の答申に基づきまして、定員の増員についてのみ答申が出ておりますが、それをこのように分割をされましたその理由についてお伺いしたい。

○衆議院議員(青木正君) ただいま提案の趣旨におきまして申し述べましたとおり、政府提案は選挙制度審議会の答申のまま提案されたのであります。しかしながら、選挙制度審議会の答申を拝見いたしましたも、選挙制度審議会といたしまして、本来はやはり中選挙区の線に沿って分割することが適当である、しかしながら、選挙制度審議会が御承知のように提出されましたのは、国会の開会の直前でありましたので、その時間的なゆとりがないので、とりあえずこのまま出すということとして、選挙制度審議会としても、本来ならば分割すべきであるという考え方に立つておるうちに私もは拝承するのであります。そうしてまた提案説明にも申し述べましたとおり、政府側の意図といたしまして、できることならばやはり中選挙区制の原則と申しますか、これは別に理論的根拠のあることではございませんが、長い慣行として

中選挙区は三人ないし五人ということになっておりますので、できることならば分割すべきである。しかし、政府は審議会の答申どおり出す、出しましたも国会の段階において各党間で話ができることならば、分割することが望ましいというお考えをお持ちのおのであります。私も、衆議院の公職選挙法改正に関する調査特別委員会におきまして、自由民主党並びに社会党におきましては、やはり中選挙区制の原則を貫くべきである。民社党側におきましては、分割することそれ自体に御異論はないようであります。ただ考え方として、本来ならばこの分割ということは公正な第三者がなすべきである、したがって、たとえば区割り委員会のようなものを設けて、そこにはかつて分割案を政府が提出すべきであつて、政府案のように分割せずに出して国会で分割するということは不適当である。こういうお考えのもとに、民社側におきましては遺憾ながら同調いたさなかつたのであります。しかし、自由民主党並びに社会党両党間におきましては、やはりこれは選挙制度審議会の考え方でも尊重し、またわが国の中選挙区制度の長い慣行を維持するという観点からいたしまして、これを分割するように努力しようではないか、そうして民社さんの言うように、公正な第三者をお願いするということが適当であります。いまの段階ではそうするわけにまいりませんし、まあ両党間で話し合ひするということになりますれば、いわゆるゲリマンダーというおそれも自然なくなりまして、これはお互いに協力して分割し

ようという考え方です。小委員会を設けまして、六回の小委員会を重ね、その結果、分割ということになって修正案を提出することに相なったのであります。

○中尾辰義君 選挙区の問題につきましては、区制の問題につきましては、過去いろいろ小選挙区、中選挙区あるいは大選挙区といふものと変遷をたどつておりますが、その歴史的な選挙区の変遷の経過ですね。これは明治二十二年ですか、当時の選挙法によりまして小選挙区が一つ初めに始まつたと思ふのですが、その経過はどういうふうになつておるのか。その点につきましてちよつと説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(青木正君) 日本の選挙区制の沿革につきましては、私が申し上げるまでもなく、御承知のとおり、当初いわゆる小選挙区制で発足いたしましたのであります。その小選挙区制をとつた理由は奈辺にあるか。私もその当時の事情をいろいろ検討いたしましたのであります。まあ一応イギリスの例をとるといふようなこと、あまりたいた理屈もなしに小選挙区制をとつたようであります。小選挙区制を採用してまいつたのであります。その後、これは藩閥内閣と申します。藩閥内閣におきまして、その当時の文獻を調べてみますと、小選挙区制を採用すると政党が伸びてくると。そこで政党の台頭を抑えるためには大選挙区にすべきであるといふような意見が當時論議されたやうであります。そこで藩閥内閣におきましてこれを大選挙区制に改めたのであります。改めましてのが明治三十三年であります。明治

三十三年に大選挙区制にいたしましたのであります。その後原内閣ができました。原内閣は、当時の国会における提案説明を読んでみますと、政党の基盤をつちかうためには小選挙区にしなければならぬと、こういうことで、大正八年に床次竹二郎氏が内務大臣当時小選挙区制に改正いたしましたのであります。ところが、小選挙区制によりまして、実際に選挙が行なわれましたのは、御承知のように、清浦内閣——清浦内閣と護憲三派と争ひました結果、護憲三派が勝利を得たのであります。そこで、加藤高明氏を中心とする護憲三派内閣ができました。そうして若槻さんの内務大臣のときに現行のいわゆる中選挙区制を提出いたしましたのであります。その当時の事情につきましては、いろいろな論議されておりますが、私どもの見るところをもつてすれば、護憲三派内閣ができましたので、少なくとも各選挙区から三名の候補者が立つことができた、また当選することができなければ護憲三派内閣の基礎がゆるぐわけでありました。そこで、大正十四年の若槻内務大臣当時、少なくとも三人ないし五人といふ中選挙区制といふものが提案されたのであります。そして、当時の若槻さんの提案説明を読んでみますと、まあ大選挙区と小選挙区の短を捨て長をとる、こういう考え方であると申しております。その実体は、要するに、護憲三派内閣といふものは三党を基盤としておる内閣であります。その中で、やはり三党が、その基盤とする各党とも選挙にあつて選出することができるようになければならぬ、こういうことが一つの基本的な、内面的と申しますか、事情にあつ

たのではないかと推察されるのであります。したがって、いわゆる中選挙区制といふものは、日本にしかない制度であり、また三人ないし五人といふことにする何ら理論的な根拠があるわけではなくして、その当時の政治的な情勢の所産と、私どもはそう判断せざるを得ないのであります。しかしながら、その制度が大正十四年から採用され今日に及んでおりますので、日本にとつては一つの慣行と申します。長い間の伝統といふことに相なつておるのであります。その後、終戦後一時御承知のように大選挙区、そうして連記制という制度のもとに一回だけ選挙が行なわれましたが、再びまた従前の中選挙区制に戻りまして現在に至つておるのであります。

○中尾辰義君 そうしますと、中選挙区の採用といふことは、要するに法律的な根拠といふものはないけれども、政治的な問題がからんでおる、政治的な判断といふものが加味されておる、こういうふうな理解してもよろしいですか。

○衆議院議員(青木正君) まあ見る人によつて、いろいろ見解もあらうかと存じますが、私は少なくともさうに理解いたしておるのであります。中選挙区をつくるときには、石井謙吾、石井謙吾が中心となりましてこの案をつくりまして、その当時私も若干、石井謙吾氏のところに参りまして、内部事情等も承つたところがあるのであります。私の理解する限りにおきましては、護憲三派内閣出現という、その当時の変遷的な政治情勢の所産、これが

たのではないかと推察されるのであります。したがって、いわゆる中選挙区制といふものは、日本にしかない制度であり、また三人ないし五人といふことにする何ら理論的な根拠があるわけではなくして、その当時の政治的な情勢の所産と、私どもはそう判断せざるを得ないのであります。しかしながら、その制度が大正十四年から採用され今日に及んでおりますので、日本にとつては一つの慣行と申します。長い間の伝統といふことに相なつておるのであります。その後、終戦後一時御承知のように大選挙区、そうして連記制という制度のもとに一回だけ選挙が行なわれましたが、再びまた従前の中選挙区制に戻りまして現在に至つておるのであります。

また一番大きな理由ではなかったかと、こう考えざるを得ないのであります。

○中尾辰義君 まあ御承知のとおり、選挙権の行使につきましても、これはもつと公平でなければならぬ。これはわかりきったことではありますが、憲法の第十四条を見ましても、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない。」と、こういうふうになつておるわけですが、そこで、中選挙区といふものは結局法的な理論といふものはないわけですね。

○衆議院議員(青木正君) この修正案というが、一般論でありますので、あるいは自治大臣のほうから御答弁申し上げることが適当かと存じますが、私の理解する限りにおきましては、三人ないし五人としなければならぬという理論の根拠といふものを私は発見しがたいのではないかと。世界各國の選挙区制を見ましても、いずれも小選挙区、しかも大選挙区、中選挙区という制度はないのであります。選挙制度審議会におきまして、御承知のように、現在そういう根本問題については検討中におりますので、それはその結論を待つてやるべきこととは存じますが、少なくともその結論が出るまでの間、現在の中選挙区制を採用しておる限りにおきましては、理論的根拠はないといひまして、長い一つの慣行と申しますか、でありますので、やはりこれは尊重すべきものではないか、根本改正はいずれ選挙制度審議会の答申を待つて根本的に検討する

こととしたしまして、現段階におきましては、中選挙区制に現に実施されておりますので、大正十四年からの長い慣行といふものは守つていくことが適当じゃないか、こう私もは考えざるを得ないのであります。

○委員長(小柳牧衛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、理事後藤義隆君着席〕

○理事(後藤義隆君) 速記をつけて。

○基政七君 区割りの問題ですけれども、私は私まず第一に、中選挙区制といふ概念ですが、これはどういふ歴史的な事実があつて、何かに基づいての事実があるのですか、それをひとつ。

○衆議院議員(青木正君) ただいまも御質問がありまして、申し上げたのであります。日本の選挙区は最初小選挙区制に始まり、途中藩閥内閣当時、小選挙区制は政党が伸びてくるおそれがあるといふので大選挙区に変わりました。そして、そうしてしばらくたちまして内閣ができまして、政党内閣が成立いたしました。当時床次さんが内務大臣で、政党内閣をつちかうためには小選挙区制たるべきであるといふこと

で、小選挙区制にいたしましたのであります。ところが、まことにふしぎな運命と申しますか、その小選挙区制でありました選挙が、清浦内閣と憲法三派との争いの中であつたわけでありまして、選挙の結果、憲法三派内閣が成立いたしました。加藤高明氏を首相として内務大臣が若槻さん、若槻内務大臣当時

に、現在の中選挙区制が提案されたのであります。その若槻さんの提案理由を説いてみますと、大選挙区と小選挙区

の短を補い長をとる、こういう表現をいたしておりますが、その当時の事情を私の理解する限りにおきましては、憲法三派内閣ができまして、憲法三派内閣の基礎と申しますか、を確立するために、やはり三党がともに候補で、三党から当選者が出るように選挙制度でなければ、憲法三派内閣の基礎がゆらぐわけでありまして、そういう事情が内部的にありまして、世界に類例を見ないという制度ができたものと私は理解いたしておるのであります。したがって、中選挙区制といふものは、別段理論的根拠があるわけでもなくして、いわばその当時における變態的な日本の政治情勢の所産と見るべきが至当ではないかと私は理解いたしておるのであります。

○基政七君 いわゆる戦前の普通選挙以前の場合と、普通選挙が施行されてからの情勢といふのは、選挙される人もする人も、非常にムードが変わつてきていると思ふ。その上に、戦後になりまして、婦人参政権の問題も一応運動が行なわれておりましたけれども、戦後は一応婦人参政権を得たわけですが、それから考へますと、前の当時の中選挙区の場合の考へと、それから小選挙区と同様だと思ふんですよ。非常に条件が変わつていふんじゃないかと思ふんですよ。ですから、私も、分割することについては、根本的に反対するわけじゃないんですよ。けれども、それらのことが考慮されずに、ただ八人区を四人区にするんだ、六人区は三人区にするんだ、最低としては、この場合に言いますと、中選挙区の場合は三人以上六人以内、こういうことになつていますね。その三人の幅という

のは、選挙する側から見ましたならば、はたして分布状態は公平に行なわれるのかどうか。その辺が、私は、きつめて不明確なままに論議されているんじゃないかと思ふんですよ。ですからその辺が、戦前の歴史の事実としては私は認めるんですけども、当時は、実は、選挙する人も、選挙資格者も、國税の納税者でないといけな

い。普通選挙が行なわれる前の話であれば、事実上まだ経験が十分でなかったために、いろんな選挙制度上欠陥があつたと思ふ。選挙区の場合、こういう問題は根本的に検討した上でないと、非常にあとで将来に何か問題を残すような気がする。ですから、その辺の審議過程をもう少し御説明いただければ、納得するといふことになるんじゃないかと思ふんですよ。

○衆議院議員(青木正君) 私どももそのとおりと思ひます。そこで、政府におきまして選挙制度審議会に諮問をいたしました。そういう問題も含めまして、選挙制度の区制の問題、あるいはまた、比例代表制を採用するかどうかといふような根本的な問題につきまして諮問を受けて、現在、御承知のように、選挙制度審議会に検討中におりますわけでありまして、今般のアンバランスは正に正しくなつて、選挙制は、また問題が起つてくると思ふ。ですから、この機会に増員を急ぐんではなくて、もつとやはり選挙制度それ自体の根本に於いて、その一つの解決の見通しがいつから増員されても、私はそうおそくはないかと思ふ。ことに今度の場合、聞きますと、小さい果でも、人口が希薄

きことではあるが、さしあたり、とりあえず十九名だけ増員して、ひどい極端なアンバランスだけ直すべきである、こういう考へ方で、選挙制度審議会も全くお話をのり同じ考へ方と私は考へます。私も同じ考へ方で、これはやはり根本的に検討すべきものだ、しかし、この際にとりあえずアンバランスといふところだけ直すといふことにする、私もこれは考へざるを得ないのであります。

〔理事後藤義隆君退席、委員長着席〕

○委員長(小柳牧衛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

○基政七君 一応考へ方としては、私もさう違つていふんじゃないんですよけれども、ただ、今度十九名を増員されたもの、人口のアンバランスの是正だとおつしやつていふんです。これもかなり、いろんな関係で移動が激しくなるんじゃないかと思ひます。これから先の新産都市の関係なり、都市計画等もこれからどんどん新しい観点で議論の対象になつてきますから、いまこゝで十九名を増員をして、アンバランスのある程度の是正が行なわれたとしても、近い将来、私は、また問題が起つてくると思ふ。ですから、この機会に増員を急ぐんではなくて、もつとやはり選挙制度それ自体の根本に於いて、その一つの解決の見通しがいつから増員されても、私はそうおそくはないかと思ふ。ことに今度の場合、聞きますと、小さい果でも、人口が希薄

になつても三人は確保しなきゃならぬというふうな結論が出てくる可能性が、私は多分にあると思う。ですから、根本的に考えますならば、議員すべきところはやはり減員をして、そしてアンバランスの是正を最も公平に行なつて、将来に禍根を残さないように、しかも立法それ自身が、将来にかなりの保証があるという形をとらなければ、私は根本的に解決はできない。ですから、その意味では、私は、少し拙速主義に走り過ぎたんじゃないかという感じを持つてゐる。これは、八人区と三人区の場合の選挙のやり方は、それほど私は大きな差はないと思う。同じことです。三人の中で一人、八人の中で一人選ぶんですから、選ぶほうの側から見れば、私は、そんなに複雑な問題でないと思う。そこで、結局、その人口のアンバランスを是正するといふ大義名分のために区割りをあまり急ぎ過ぎて、かえつて将来に禍根を残す懸念がある。その辺がひとつ非常に心配の種ですから、その辺を——この提案理由の説明によりまして、相当議論されたとおっしゃっていますから、その辺の内容について、もしございまして詳細にお話し願ひたい。

○国務大臣(赤澤正道君) さつきから、今回の中選挙区制を従来どおりとつて、三人ないし五人区ということ、六人、八人区を割つたことについていろいろ御質疑があつたんですが、私も青木議員がおっしゃる通りに三人ないし五人の中選挙区に、厳密に理論的根拠は私はないと思つています。しかし、世界中一様に、やはり死に票はできるだけなくするというところ、選挙を通じて民意をくまなく反映させるに

はどういう方法があるかということにつきましては、ずいぶん検討も加へられておりまして、ドイツあたりが一番進んでいることは、早くから比例代表制を採用している経過なんか見ましても、一番いいやり方をやつておると思つておるわけでございます。

大体、私が初めて衆議院の選挙をやりましたときも、これまた話題にのぼつておりませんけれども、一回だけ例の中選挙区連記制を採用したわけがあります。しかし、あれは結果から見ますと、かばしくなかつたので一回きりでやめてしまつたわけでございますが、当時から、言うまでもなく死に票をなくすためにはどうしたらいいかということはずいぶんこどもで検討をされたわけでございます。一般的に言へば、やっぱり小選挙区一人一区にすれば政党が大きなウエイトを占めることになる。これは少数党といふものがちよつとできないような状態に当然なるわけでございます。選挙区は安定いたします。逆に言へば、大選挙区の場合に小党が当然たくさん乱立をするわけでございます。少数派といふものは実にたくさんできるわけです。だから先ほど青木議員がおっしゃいましたように、長をとり短を捨てるということ、これは、ここの調整が三ないし五人区にしばつたほうがいいんじゃないか。マッカーサー司令官の指令では——指令そのものじゃありませんけれども、当時の議論は、やはり衆議院は地域代表である、だからできるだけこまかく割つて、まづなんでも議員が出るようにしたらどうか。同時に参議院は職能代表である、できるだけ選挙区といふものを大きくして、そうして職

能代表的なものが出る、そしてそれを加味してやつたほうがいいんじゃないかという最終の結論になつた。最初は御承知のとおり、一院制をGHQは主張したわけでございますが、しかし、日本も、昔の衆議院、貴族院というあの考え方が頭にこびりついておつた面もあるし、いろいろ検討いたしました結果、二院制にするということだけは強く主張して、憲法にはほとんど手を入れられなかつたけれども、一、二点、こゝろいった重大なことがいれられたわけでございます。自來ずっと中選挙区をやつてまいりましたが、最近の考え方、つまり審議会の動きは私は気配を察するわけですが、やはり同じ区で同じ党の者がせり合ふといふものはかばしくない。あわせて政党法的なものが、何らかの形でこれが解決できるような方向に向かへばいいけれども、いづれにしても、これは一人一区という姿がいいのじゃないかというところで、だいたい御検討が進んだやうに承知しておりますが、なかなか一人一区ということになると、さらに区割りをこまかくやつていく上においてはなかなか難点がある、もう少し時間をかけようといふことじゃないかと私は想像されるわけでございます。で、今度の答申を見ましても、さしあたりといった文字が出てまいりますが、それうしたことも基因いたしまして、これも議論の対象になりましたが、まあ暫定的にということで一応こゝろいうことをやることになつたわけでございます。けれども、私はやはり近い将来そういう方向へ動いていくんじゃないかといふふうに想像されるわけでございます。が、しかし、先ほど申しましたよ

うに、やっぱり小選挙区制をとりますと死に票が一番多くなるわけですから、議論されております中心は、これにどういふ形で比例代表制を加味するかといふようなことがずいぶん討論されておるようでございます。それで、大体最近の考え方はそういうもので、三ないし五人区といふのも日本の選挙制度の歴史から考えましてもまあ長い間これでやつてきたわけでございます。いま急にこれを改変するといふことも——つまり二人区のところもあるし八人区のところもあるといふことは、筋としての、日本の歴史を背景とする三ないし五人区といふ線がくずれしてしまうわけでございます。と、とりあへずのところはまあこの基本的な日本の三ないし五人区といふことでやつておこうこの次はやはり相対しい切つた答申が出てくるのではないかとこのことを私も——というふうに見ておる——期待をしておるというわけではございませんけれども、というふうに見ておるわけでございます。

すけれども、いかにも不合理だと、これはだれが見てもそうでございます。ので、やはりこのアンバランスをこの際できるだけ直そうという議論は当然起つてきたわけでございます。しかし、これをさらに審議の過程において、三ないし五人区に割るという、こゝろいうやり方は私どもも本来は感心いたしません。これは先ほどあなたがたのおっしゃる通りに、第三者機関できちつと割つて答申されておつたら問題ありませんでしたけれども、先ほど青木議員が申しましたように、この前の選挙の直前に出てきたものですから、どうにも手がつけられない。大体、八人区なんというものでやつちまつたら、それがくずれますから、ずいぶんこの問題は悩んだらうでございます。と、とにかく拙速だといふことで、とりあへず提案をいたしまして、そうして審議の過程でということになつたわけでございます。

○基政七君 それじゃ自治大臣にお尋ねしたいんですが、今度、区割りの問題を政府は、そのままでまあほうり出したようなかつこうで、議員さんのはうで御都合のいいやうにおやりなさいという、まあ非常に悪く言えば、そういう表現でも必ずしも不適切では私はないと思つておられるんですか。それとおる意味はどこにあるんですか。

○国務大臣(赤澤正道君) これは、アンバランスがひどくて、つまり一人当たり当選票といふものが非常に大きな差が出てきておまして、中心は東京

ですけれども、いかにも不合理だと、これはだれが見てもそうでございます。ので、やはりこのアンバランスをこの際できるだけ直そうという議論は当然起つてきたわけでございます。しかし、これをさらに審議の過程において、三ないし五人区に割るという、こゝろいうやり方は私どもも本来は感心いたしません。これは先ほどあなたがたのおっしゃる通りに、第三者機関できちつと割つて答申されておつたら問題ありませんでしたけれども、先ほど青木議員が申しましたように、この前の選挙の直前に出てきたものですから、どうにも手がつけられない。大体、八人区なんというものでやつちまつたら、それがくずれますから、ずいぶんこの問題は悩んだらうでございます。と、とにかく拙速だといふことで、とりあへず提案をいたしまして、そうして審議の過程でということになつたわけでございます。

しかし、この審議の過程も、実際のことを申しますと、いろいろ議論もあつまして、三党ともそれぞれのお考えがお立場からあつたわけでございます。私はそれを承知はいたしております。私にそれでも、私もまあこの法案を何とかこの国会中に目の見させなすきやならぬという責任もございまして、それから自治省案というの、しさいに検討をしてみました。しかし、実は自民党の内部から申しまして、たとえば東京六区でも非常にこれに異論のある方もあつたわけですし、それから社会党の中にもこれだいいというお考えの方もあつたし、異論をお持ちの方もあることは承知をいたしておりますので——民社党にとつても同じござい

います。しかも次の段階である候補者のことまで考えるようになってはこれほどにもならぬ。そうしたらどう検討したって最終案がまとまるわけじゃございせんので、それから申しますと、事務的に、地理だとか沿革などを中心として割っておりましても、大体しんぼう頭の方が一番早道じゃないか。私は、自治大臣になりましてからも、この問題につきまして、いろいろ面会を求められましたけれども、全部お目にかかるのをお断わりして、ほかかぶりでこれは実はひた押しに押しまわったわけでございまして、で、大

体第三者機関ではありませんけれども、国会でお割りになったのは、みなそれぞれの立場というものを忍んでいただいて、そうして今日こういう形でまとめることができたので、世間からゲリマンダーなどという批判は、今回は私は受けることはないという気持ちでいたしているわけでございまして、東京六区のごときも、たいへん社会党の皆さんから、あれだけのアンパランスのままで割るのはおかしいじゃないかという御議論もよくわかりますが、しかしまあ、幸か不幸か、あそこへ大きな川が流れておったわけだから、自然条件には合っているのじゃないですかということで、無理を承知の上で、ごしんぼう願ったわけでござい

ますので、そういったいろいろな経過というものにつきましては、ひとつ、御了解願いたいと思います。

○基政七君 もう一、二点質問をいたしたいのですが、これは本則を変えずに附則でおやりになったのはどういう意味ですか。引っぱり出してみますと、選挙法自身は、四百四十六名と本

則で書いてありますね。それで、別表もそのままにして、附則で補っておられるのは、私はこの法律のたてまえ上といえますか、こういう重大な問題を扱うには、少し不適切な感じがするのですが、これはどういうわけですか。

○国務大臣(赤澤正道君) なるほどおっしゃる通りでございますが、しかし、先ほど申しましたように、続いて大きな改正が行なわれる——答申待ちでもございまして、附則と申しまして、これは法律でございまして、それぞれ本文の中に盛ったのも附則で盛ったのも、拘束する法律的效果というものは全然同じでございまして、形は少しおかしいとお思になるかもしれないけれども、私たちはそういう形をとったわけでございまして。

○基政七君 そうしますと、この答申が出ますと、いまの四百八十六名というのは、変更されることは一応予想されたのでございまして、定数全員、今度の場合は四百八十六名ですね、附則でね。それは今度答申が出ますと、多少変更される可能性が出てくるというお考えはあるのですか。

○国務大臣(赤澤正道君) 審議会のこの次の答申が出ますならばもちろんこれは尊重しなければなりません、ただ先ほどの新産都市の問題、それから東京の六区の改正にいたしまして、逐次人口の変動があるわけでございしますから、そのつど若干名というこ

うたびたびこういうふうに、三名ふえた五名減ったというこの御審議は、おそろく願わないことになるのじゃないか、かように考えております。

○基政七君 もう一点お尋ねしたいのですがね。大体この選挙のまあ選挙人名簿というか、人口アンパランスの一番基礎になりますのは、国勢調査が一番重要に考えられているわけですね。いままで国勢調査によって人口の移動があれば、それに基づいて定数の変更があるべきだというように、一般的には常識で考えられておったのですけれども、それがいままで全然行なわれずに、今度議員の問題に全然触れずに十九名の増員だけ審議されたように、まあ、表面的には見られるわけですが、そうしますと、これから先答申の有無にかかわらず、政府としては、国勢調査の結果、人口に非常に大きなアンパランスを生じた場合には、当然これは修正すべきであるという基本方針は持つていらっしゃるわけですか。それをちょっと自治大臣にお尋ねしておきたいのです。

○国務大臣(赤澤正道君) もちろん持つておりますが、しかし、それも程度問題でございまして、だから国勢調査の結果というものは始終尊重いたしまして、これをやはり選挙法自体に反映させなければならぬというのは、これは当然のことでございます。しかし、先ほど申しましたように、多少三名、五名計算上その定数がふえる減るからといって、そのつどやるといふことにつきましては、やはり問題もありませんので、まあ、最近どういう状態になりますか存じませんけれども、基本的にはやはり変えていかなければなら

ぬと考えております。

○基政七君 よろしゅうございませう。

○中尾辰義君 定数の問題、大体了解をいたしました。ただ今度の分割で東京の第九区あるいは第五区、こういったところは、五区は豊島区と練馬区、九区は北区と板橋区、このようにわすか二つの行政区になつてゐるわけですがね。そうしますと、やはりこの国会議員の選択にあたって、こういうような小さい範囲におきましてはやはり制限されるのじゃないか、候補者の選択というものが制限されるのじゃないか、こういうような気もするわけですが、極端な例を言いますと、これまたほかの行政区の区が人口がふえてきま

す。さうなつていくのじゃないか、こういう気がする。この点はどうですか。

——ですから私の考えでは、何もこの際に、暫定的な答申案でありますから、分割はせずに、むしろ全面的に一緒に解決すべき問題ではないか。先ほどの政党内閣における同士打ちというか、そういうものを避けるために分割をしたほうがいい、こういう大臣の御意見もありました。それならば地方だつてやはり全県一区のところもあるし、そういうところは自民党なら自民党、社会党なら社会党でやはり同士打ちというものはあるのですから、これはやはり全面的に審議会の区制の答申等も待つて検討すべきじゃないか、こういうふうに私は考えているわけ

です。

○衆議院議員(青木正君) 本質的な問題ですから、自治大臣が御答弁を申し上げるのが適当かと思いますが、衆議

院の審議の段階で、私どもの考え方がいろいろ出ましたので、そのことをちょっと申し上げておきたいと思

います。

お話のように、私どもも基本的には、やはり選挙制度審議会に現に根本改正についていろいろ審議中でありますので、その答申を待つて、根本的な改正をすべきことが最も適当と思うのであります。審議会自体もそう考えているようであります。しかし、私どもは先般、御承知のように、東京のこのアンパランス問題で訴訟が出まして、それに対して最高裁から判決が出ているわけでありまして、その判決を讀んでみると、議員定数のアンパランスということとは違憲ではない。違憲ではないが、そのひいアンパランスのままにおくということとは、これは立法上の問題であり、立法府の責任であるということ

を最高裁の判決に述べているのであります。そういうことを考えますと、根本的な改正がいつ出てくるか、それを持つての間、このひいアンパランスを放置しておくということとは、私は立法府としてのやはり責任上望ましい姿でないのではないかと。根本改正が出るまで、そのまほうっておくということではなしに、根本改正が出れば、当然それによって先ほど来いろいろお話のとおり直していかなければならぬと、現に極端なアンパランスについては選挙制度審議会も、とりあえず直せ、こう言っているのでありますから、それを直すということが私は立法府の責任ではないか、最高裁でそういう判決を下しておりますので、その立法府の責任を果たさなければいけな

い、こういう気持ちを持って、お話の点十分考えながらも、なお、とりあえずこの際訂正をすべきである、こういう結論に到達をいたしましたのであります。

○秋山長造君 ちよつと議事進行。

先ほど来、大臣にしても青木さんにしても、選挙制度審議会をやっている、やっていると云って、いま審議中のようなことばかり言っておられますが、選挙制度審議会は現在存在しないじゃありませんか、昨年の暮れ以来。だから、そこいら辺をきちつと答弁をしておかなければ、速記録を見たら、選挙制度審議会では審議中のような答弁ばかりしておられる。

○国務大臣(赤澤正道君) 本来ずっと続いているはずでございます。しかし、まあ私どももいたしまして、この間答申があつたばかりでございますので、その答申もまだ実現しないでおつて、その次のことをさらに御検討を願うのいかかと——この法案が一日も早く通ることを私どもが待っておるの、やはりすぐ新しい審議会を出発させる準備を整えておるわけです。やつと国会議員の委員というものをやはり各党から出していただくのきめまして、これに学識経験者を加えて、大体七月一日には出発するようにしたいという準備は進めておるような次第でございます。ただそういうふうな、この法案の上がるのを待っておるような状態でございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○秋山長造君 私はそんなことを言っておるのではない、別にとがめておるわけではない。この法案を上げること

もけつこうなんだけれども、ただ事実問題として何かずつと鋭意審議中だというふうな答弁をしきりにしておられるから、その点はやはり事実と異なるからというのを御注意しておるの、別に他意はないのです。だからその点は、近くやるつもりだということ、それはそれでけつこうだけれども、そのやるつもりだということは、いまやっておるということとは別ですから、その点だけを……。

○中尾辰義君 いま大臣の答弁ですが、この法案はきよ初めの審議なんです。それであなたの方の趣旨説明は慎重審議を願いますということになっているんですから、少し関連した質問をしたから、早くそういふのはやめて、早く通してくれ、こういうのは少しずいぶんじゃなにか、こう思うんです。話はよくわかりますけれども……。

○国務大臣(赤澤正道君) 実は、大体内うするは、まあ同じ阿院で、片一方、同じ屋根の下で御審議を願つておるわけですから、御承知でしょうけれども、衆議院の皆さんは、これが一日も早くきまらなと不安定で困るというところで、たいへん御心配のことは御理解いただけたと思ひます。ただ、かといつて隣のことで、参議院さんのほうでそうやかましく言つてもいいたくないというのを言うものはあります。せいぶん割ることについて、御案内のとおり、いろいろ議論が百出して今日まで時間がかつたわけでございますので、よほど不合理の御指導でない限り、ひとつこれで通していただきたというところをお願いしておるわけです。

○中尾辰義君 青木さんに、さっきの続きですが、アンバランスを是正するといふことは、要するに議員一人当たりの人口といふものがアンバランスがある、こういう意味じゃないですか。もしそうであれば、それは答申通り議員の定数の増減だけでアンバランスは是正されるんじゃないかと、こう思うわけですが、この点いかがですか。

○衆議院議員(青木正君) アンバランスは是正といふことは、お話のとおり、議員一人当たりの人口均等でなければならぬといふことであります。原則はそうであります。実際問題になりますと、やはり選挙区制といふものは、行政区画を尊重しなければなりません、あるいはまた地理的経済的土地の状態等も勘案しなければなりません、そう算術で割つたような数にはなかなかいきにくい。そこで選挙制度審議会におきましても、平均の二十万といふことを中心といたしまして、上下七万の幅を置いて十三万ないし二十万という範囲で、今回の正をしよう、こういう結論になつたわけでありま。望ましいことは、あくまで数学的には均等でなければならぬことは言うまでもないであります。実際問題とすると、なかなかむづかしいのではないかと。外国の例等を見ましても、アメリカは大体五倍ぐらいの偏差があるようにあります。イギリスはわりと少ないようですが、各国の例を見ましても、理想はほんとうに議員一人当たりの人口が均等でなければならぬと考へながら、実際問題になると、若干そこに偏差が出てくることもやむを得ないことだと私も考へざるを得ないものであります。

○中尾辰義君 最後に、大臣にお伺いしますが、政治資金の規正につきましても、選挙資金あるいは政治資金といふものは、これは個人献金のほうがいいと、こういうふうな答申が第一回も第二回も出ておるわけですが、これは全然政府は答申というものを取り上げないといふのは、理由はどこにあるのか、これ一点だけ最後にお伺いいたしまして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) これは実にむづかしい問題でございます。なるほど政治資金のことにちよつと触れてあります。いつも触れられてありますけれども、実際私どももいたしましては、審議会でもう少し掘り下げて検討して、何と申しますか、すぐそのまま実行に移せるような何か答申がいただきたいわけでございます。ただ、こういうふうに行か二行ばかりちよつと答申されておる、それはもつとも千萬元でございますけれども、そうして掘つていきましたと、なかなか議論百出するわけでございます。個人でありまする場合には、だれしも問題はありますまいけれども、さあ団体といふことになれば、会社も団体なら組合も団体といふようなことが出てくるものでございまして、やはりこういった政治資金につきましても、それだけでも少し時間をかけてもつと掘り下げた

御答申をいただきたい。それを待って私どももいたしましては、根本的に手を加えなければならぬ、こういうふうに考へております。

○委員(小柳牧衛君) 他に御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○中尾辰義君 私はただいま議題となりました公選法の一部を改正する法案に対し、反対の意を表明する者であります。

反対の理由は、選挙権の公平は選挙法の基本問題であり、議員定数と人口とのアンバランスを是正することは当然の急務であります。が、昨年の選挙制度審議会の答申は、どこまでも暫定的なものであり、しかも選挙区の定員の是正に関しては答えておりませんが、根本的な選挙区制の問題については、これを保留をいたしておるのであります。区制と定数の是正の問題は、おのずから別に考へられるから、選挙区を分割することは、次期の選挙制度審議会の答申を見てから慎重に考へるべきである。

第二番目は、今回の分割案は、東京五区、選挙区は豊島、練馬区、東京第九区は北区、板橋区、二つの行政区域になつておりますが、国会議員の選出に当たつては、このように選挙区域を小範囲にすることは、候補者選定の自由が制限され、しかも買収あるいは情実等に動かされやすい弊害が大きいと思ひます。

第三点は、分割案は一応中選挙区を維持するようにいわれておりますが、

反面から見ますという、これは大政
党の候補者間のいわゆる派閥同士の
同士打ちの解消にあるやに思われるの
でありまして、この点につきまして
も、こういった党利に偏したものは
賛成できかねる。

以上の理由をもちまして、私は公明
会を代表して本法案に反対をいたしま
す。

以上であります。

○基政七君 私は民主社会党を代表
いたしまして、ただいま議題となりま
した定数は正と選挙区割りの改正案に
反対の意を表します。

本改正案は、昨年十月の選挙制度審
議会の答申に基づき、人口アンバラ
ンスを是正せんとし提案された法律案
であります。人口アンバランスの点
については、すでに最高裁が憲法違反
とはいわないまでも、国民に平等公正
な国政参加の権利を与えるべきである
という趣旨の判決を行なっている点か
ら、ぜひとも是正をされるべき問題
であります。わが党は人口移動に伴う
十九名の衆議院議員定数の増加には決
して反対するものではありませんが、
選挙区割りには直接利害関係のある議員
が行なうべきものではなく、公正を期
するためには、第三者において公正かつ
適正な区割りが行なわれて、しこう
して国会に提案されるのが正しい法案
の提出方法であると考えらるものであり
ます。

しかるに政府は、今回、国会審議の
過程で区割りをしてもらいたい、しか
も当分の間、暫定措置として十九名の
増員のみを提出してまいったのであり
ます。かような法案の提出方法は責任
ある政府としてはとるべき態度でな
く、きわめて無責任な、しかも不公正
なものと言わなければならないのであ
ります。さらに提案理由の説明にあり
ますとおり、当分の間、暫定措置とい
う前提の上に提案されている点であり
ますが、衆議院議員定数という、民主
政治の基本問題がかかる懸々しき措置
で取り扱われることは、将来のため、
まことに遺憾に存じます。

公職選挙法の本文にある第四条の議
員定数を改めることなく、附則でわが
国最高機関である国会議員の定数を増
員するなという方法は、きわめて不
見識であり、国会議員が恒久議員と暫
定議員とに分かれるなどということは
あり得ないのであります。わが党は、
法律的にも政治的にも筋の通らないこ
のような改正案には賛成できないので
あります。

特に強調したいことは、選挙さ
れる立場にある者が、みずから区割り
をきめたものであるがゆえに、これは
しよせんゲリマンダーのそりを免れ
得ないものであります。

以上申し上げた諸点からして、わが
党は今回の区割り案に断じて反対いた
すものであります。政府並びに自民・
社会両党に猛省を求め、民主社会党を
代表して私は反対の討論を終わります。

○委員長(小柳牧衛君) 他に御意見も
ないようでございますので、討論は終
局したものと認め、これより採決を行
ないます。

公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院送付)全部を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳牧衛君) 多数であります
三月二十六日

す。よって本案は、多数をもって衆議
院送付案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

なお、本案の審査報告書につきまし
ては、委員長に御一任を願います。

○委員長(小柳牧衛君) お手元に配付
いたしております請願三件を議題とい
たします。

速記を中止して御懇談を願います。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め
て。

ただいま御懇談願いました請願第二
一八二号外二件については保留と決す
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) さよう決定い
たします。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、閉会中
の継続調査並びに委員派遣についてお
はかりいたします。

閉会中の継続調査は、これを行なう
こととし、その要求書の取り扱い並び
に閉会中の委員派遣につきましては、
いずれも委員長に御一任願いたいと存
じますが、さよう決することに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

一、公職選挙法の一部を改正する法律
案(閣法第一四三三号)
公職選挙法の一部を改正する法律
案
(小字及びは衆議院修正
の部分)
公職選挙法の一部を改正する法
律
公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)の一部を次のように改正する。
附則中第七項を第十一項とし、第六
項を第十項とし、第五項を第六項と
し、同項の次に次の三項を加える。
7 別表第一の規定にかかわらず、当
分の間、次の表の上欄に掲げる各選
区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙
区において選挙すべき議員の数は、
それぞれ当該下欄の数とする。

東京都	
第一区	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 豊島区 板橋区 練馬区 墨田区 江東区 荒川区 足立区 葛飾区 江戸川区
第五区	板橋区 練馬区 墨田区 江東区 荒川区 足立区 葛飾区 江戸川区
第六区	葛飾区 江戸川区

愛知県	
第一区	千種区 東区 北区 西区 中村区 守山区 昭和区
第一区	名古屋市

大阪府		第一区	西港区 大正区 天王寺区 南区 浪速区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区 西成区
大阪府		第六区	瑞穂区 熱田区 中川区 港南区 緑区
大阪府		第一区	西港区 大正区 浪速区 住吉区 天王寺区 西成区 南 生野区 阿倍野区 東住吉区
大阪府		第六区	瑞穂区 熱田区 中川区 港南区 緑区

東京都	第一区	六人
東京都	第二区	五人
東京都	第三区	四人
東京都	第四区	五人
東京都	第五区	六人
東京都	第六区	八人
神奈川県	第一区	五人
愛知県	第一区	六人
大阪府	第一区	六人
大阪府	第二区	五人
大阪府	第五区	四人
兵庫県	第一区	四人

東京都	第二区	五人
東京都	第三区	四人
東京都	第四区	五人
神奈川県	第一区	五人
大阪府	第二区	五人
大阪府	第五区	四人
兵庫県	第一区	四人

別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

の区域（大島郡三島村及び十島村の区域を除く。）をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

19¹⁰ 前項の選挙区において行なわれる衆議院議員の選挙に關しこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則 附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院議員の定数は、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

1 この法律は、次の総選挙から施行する。

2 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除